

「学校再編に関する白川町教育委員会の方針」

2020. 1. 14 白川町教育委員会

白川町第5次総合計画の期間において、白川町では出生数の急激な減少や少子化が進み、特に小学校においては複式による学級編制が増加するなど、子どもを取り巻く環境は大きく変化した。一方、全国的には情報社会の発展や都市と地方の格差の拡大などが進んでいる。この現象は今後もさらに進むと予想され、子どもの成長・発達に大いに影響すると考えられる。

このような変化の激しい時代にあって、白川町教育委員会は小・中学校の望ましい教育環境について白川町小・中学校再編検討委員会に諮問し、令和元年9月3日にその答申を受けたところである。

答申の内容や教育関係機関との協議、本町の子どもたちの実態等々から、白川町教育委員会は学校教育指導の方針を「身体をつくり、言葉を育て、『志の芽』を培う ～体験を通して～」と改正し、今以上に堅実な指導を展開していくことが重要と考える。そのためには指導の充実や改善のみならず、施設設備や教育制度の面からも改善を図っていく必要がある。

特に、第6次総合計画の期間及びその先を展望し、学校及び保育園の再編に関して白川町教育委員会としては下記のように進めることが望ましいと考える。

記

1 方針の根幹

白川町の教育の基本方針の一つである「0歳から15歳までの一貫教育の仕組みと内容の創造」のさらなる充実・発展を期して、将来的には義務教育学校「美濃白川学園」の創設を目指す。

第6次総合計画の期間においては、子どもの身体的な成長や精神的な発達を考慮しながら、保育園や学校の統合によって、子どもの成長や発達に相乗的な効果が見込まれると判断できたところから計画的に統合をする。

2 計画の概要

- ① 中学校については、方針に基づき計画的・段階的に町内1中学校に統合する。
- ② 小学校については、方針に基づき白川・白川北・蘇原地区は計画的・段階的に1小学校に統合する。黒川地区、佐見地区は引き続き1校ずつとし、町内3小学校にする。
- ③ ①②の統合する場所は現在の白川中学校を候補地とし、令和8年3月末までに施設一体型の小中学校の建設を目指す。
- ④ 佐見地区及び黒川地区においては中学校の統合後、築年数が比較的新しい現在の佐見中学校と黒川中学校を施設改善し、佐見小学校、黒川小学校として引き続き使用する。
- ⑤ ③④の後、時機を計りながら、9年制の義務教育学校「美濃白川学園」として、町内1学園（分校の設置も含む）に切り替え、小中一貫教育を充実する。
- ⑥ 使用しなくなった校舎等については、その立地条件等を考慮し、公共施設として再利用、企業の誘致、民間への譲渡、取り壊しなどを行っていく。
- ⑦ 保育園はこれまで通り、白川地区、白川北地区、蘇原地区、黒川地区、佐見地区に設置する。

3 配慮事項

- ・統廃合に関しては地域の合意形成を得ながら進める。
- ・義務教育学校についてはその制度や実践事例を紹介し、地域への啓発を図る。
- ・新校舎の建設は町づくりの全体構想のもとに遂行する。
- ・安全なスクールバスの運行と通学路の改良を図り、通学の安全を確保する。
- ・白川町の伝統・文化・産業・人々等と結びついたカリキュラムを開発する。
- ・白川町の教育資源を活用しながら小中一貫教育を推進する教員を育て、地域に根差した学校教育活動を推進する。